

日野市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱

平成20年3月13日 変更

(目的)

第1条 この要綱は、日野市観光協会（以下「観光協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「観光協会ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 観光協会ホームページに掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 観光協会ホームページの公共性及びその品性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、選挙、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、観光協会ホームページの広告として適当でないと認められるもの

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページの中でリンクを張っているものの内容についても適用する。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、観光協会ホームページのヘッドフレーム及びサイドフレームとする。掲載位置は、観光協会が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、ヘッドフレーム4枠としサイドフレームには制限を設けない。

3 観光協会は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合や広告主から希望がある場合など、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに広告掲載場所を設置することができる。

(広告掲載の申込み及び決定)

第4条 申込者は、観光協会ホームページ広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を観光協会理事長（以下「理事長」という）に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込書を受理したときは、前条の規定に基づき、掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

3 広告掲載の申込みは希望する掲載期間中、申込者につき1件とする。

4 広告掲載が適当と認める申込みが、第4条に定められた広告掲載数を超える場合は、次に定める各号の順に広告掲載を決定するものとする。ただし、同一条件で広告掲載数を超える場合は、抽選により決定する

(1) 掲載期間の長い広告主

(2) 前各号に規定する以外の広告

(広告の版及び版代)

第5条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、理事長が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

2 広告原稿を作成するに当たっては、広告主は広告のデザインに関して必要な事項は、事前に観光協会と協議の上、決定するものとする。

3 広告原稿の内容及び作成経費は、広告主の責任及び負担とする。

(広告の大きさ)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) ヘッドフレーム縦40×横150ピクセル

(2) サイドフレーム縦50×横200ピクセル

(3) 6キロバイト 以内

(4) ジフ 形式（ジフアニメ不可）

(5) 静止画

2 観光協会ホームページへ掲載する広告は、観光協会ホームページと同様に、高齢者や障害者を含めた多くの人ができるように配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は1カ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として契約完了月の翌月1日という。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

5 広告掲載期間中、観光協会の都合により観光協会ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載料は、ヘッドフレーム1枠月額1万円、サイドフレーム1枠月額5千円とする。

2 広告の掲載は最低3ヶ月からとする。

(広告掲載料の支払い)

第9条 広告主は、広告掲載開始日より15日前までに、振り込みにより広告掲載料を払い込みしなければならない。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は、次の各号に該当する場合は、書面にて速やかに理事長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(3) 広告主のホームページのアドレスを変更するとき。

(4) 広告主のホームページに障害等が発生したとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、観光協会ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し)

第11条 観光協会は、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主のホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。

(2) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第3条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。

(3) その他、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

(4) 広告掲載料を所定期日までに払い込みしなかったとき。

(5) 当該広告を掲載することで、観光協会ホームページの公共性を害するおそれが生じたとき。

(6) 広告主から広告掲載の取消しの申し出があったとき。

(損害賠償請求)

第12条 前条第2号及び第3号に該当する事由により観光協会が被害を被った場合は、理事長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は、返還しない。ただし、観光協会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月13日から施行する。